

法務省政策評価懇談会（第30回）議事要旨

1. 日 時

平成23年11月10日（木）10:00～12:00

2. 場 所

法務省会議室（1階）

3. 出席者

＜政策評価懇談会構成員＞

伊藤 正志	毎日新聞社論説委員
(座長) 川端 和治	弁護士
佐久間総一郎	新日本製鐵株式会社執行役員
田辺 国昭	東京大学公共政策大学院院長
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサー
南雲 弘行	日本労働組合総連合会事務局長
前田 雅英	首都大学東京法科大学院院長
山根 香織	主婦連合会会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授

＜省内出席者＞

谷法務大臣政務官，黒川官房長，中川官房審議官（総合政策統括担当），関係局部課等担当者

＜事務局＞

小川秘書課長，柿崎官房参事官（総合調整担当），岡村秘書課補佐官

4. 概 要

○平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について事務局から説明した後，委員に意見を求めた。

5. 主な意見・指摘等

○平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について

＜実施計画全体＞

- ・評価実施予定時期が平成24年8月となっているが，公表時期であって表現ぶりを検討すべきではないか。
- ・目標値の記載について，統一した記載とすべきではないのか。

＜社会経済情勢に対応した基本法制の整備＞

- ・詐欺的な犯罪被害が消費者に発生している事案など，消費者庁と適切に対応することが求められる場合について，法務省はどのように対処しているのか。

・刑事手続の可視化等の検察の在り方の見直しについて、政策評価としては、どのように位置付けているのか。

・今回の実施計画の記載から削除されている嫡出でない子の相続分の同等化については、取り組む必要があるのではないかな。

<法教育の推進>

・法教育推進協議会等の開催実績にばらつきがあることについて、参考指標として適切であるのか。ばらつきがあることについての説明が不足しているのではないかな。

・測定指標と参考指標の関係が分からない。

・法教育推進協議会等の開催回数の把握を測定指標とすることでは、法教育の推進を評価する指標とはならないのではないかな。実際の法教育として実施されている授業の時間数を把握し、指標とすべきではないかな。

・法教育の推進であれば、実際の教育の現場での評価を聞くべきであり、数値ばかりで評価するというのはそぐわないのではないかな。

・法教育は重要なテーマであり、法務省として今後どのように取組を行っていくのか。

・裁判員制度の見直し、消費者教育推進法案と連携して考えていく必要があるのではないかな。

<法務に関する調査研究>

・事前評価とは異なり、事後評価においては、評価項目の必要性和有効性の観点に重なるところがあり、事後評価においては、効率性の比重を高くするなど、必要性、有効性、効率性について、全て同じ比重で評価するのは妥当とはいえないのではないかな。

・研究によっては、予算の観点から研究の妥当性を評価する部分も必要ではないかな。

・平成21年度及び平成22年度において実施した研究の成果についての評価は、平成23年度に実施することが可能であったのではないかな。

<検察権行使を支える事務の適正な運営>

・政策達成手段の③各種犯罪への対応について、予算の内訳が分からないので、分けて表記すべきではないかな。

・政策目標である通訳人の能力の向上を評価するには、通訳人の能力について、どのくらい向上したのかを測らなければ、指標として意味がないのではないかな。また、通訳人の能力を向上させるような検定制度をつくることも必要なのではないかな。

・通訳人全体を対象としたインターネットを使って意見交換などができるようなページを法務省ホームページに設けるなどの施策を考えるべきではないかな。

・通訳を依頼した人がどのように思っているのか、苦情の情報など、第三者の観点からの情報によって、通訳人の質を評価すべきではないかな。

・通訳の正確性が争われた事案などの情報を通訳人や検察官が共有することによって、実質的に検察の機能が向上するのではないかな。

・通訳の正確性が争われた事案などの情報をFAQ等としてデータを蓄積することが可能であるが、実施していないかな。

・検察庁における司法修習の予算が毎年減り続けている理由は何かな。

<矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施>

・就労支援スタッフによる就労支援実施人員の割合は、20、21、22年とも一桁台の数字であるが、出所者のうち就労の斡旋を希望した者の中で、支援を実施した人員の割合は集計して

いないのか。

・就労支援スタッフによる就労支援実施人員の割合を測定指標としているが、就労の支援を求めている者に対してどれだけ支援ができたのかを評価すべきではないのか。また少年院における就労支援についても同様に評価すべきではないか。

<保護観察対象者等の改善更生等>

・犯罪予防の作文コンテストは、法務省においてテーマを決めて募集をしているのか。また、実際に作文を書いて応募した生徒数は分からないのか。

・犯罪予防の作文コンテストは、法教育と連携することを考えているのか。

・性犯罪処遇プログラムについて、平成22年度において、平成21年度より1.1パーセント効果があった割合が減少しているが、その減少した原因の分析はされているのか。

・性犯罪処遇プログラムについて、平成23年度における測定指標の目標値を0.8パーセントの増加とする根拠は何か。

<破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施>

・測定指標3について、具体的にどのような情報が国民に提供されているのか。参考指標のホームページへのアクセス件数とは、法務省全体の件数なのか。

・関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況について、目標値が36.5日とされているが、36.5日より短縮するということか。

<登記事務の適正円滑な処理>

・登記情報システムの運用経費の削減額の目標値について、震災復興の推進により影響がある場合は、あらかじめ計画の段階で記載すべきではないのか。

<人権の擁護>

・厚生労働省や内閣府の調査を活用し、人権相談・調査救済の方向性について検証する等とされているが、他の行政機関との連携については、人権の擁護では、どのように行っているのか。

・全国中学生人権作文コンテストの入賞作文の概要を記載することに意義があるとは考えられず、評価のベースにはならない。評価するのであれば、逆に一番理解が深まっていない作文も記載しないと意味がないのではないか。また、より統計的に分析するとの観点から、コンテストの実施により全体の理解がどのように深まったのかを測る指標を立てるべきではないのか。

<国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理>

・行政庁からみた法務省に対する評価というものを明らかにすべきではないのか。また一方、行政庁の不当な主張に対する法務省の対応なども記載すべきではないのか。

・「訴訟の追行」ではなく「訴訟の遂行」と記載すべきではないのか。

<出入国の公正な管理>

・不法滞在者等を生まない社会の構築や円滑な出入国などの出入国の公正な管理に係る取組などについては、数値目標等が明らかになるように実績評価方式を用いた評価の方がより適切ではないのか。

・不法滞在者に係る政府全体の新たな数値目標などはないのか。

<施設の整備>

・評価対象となっている2庁につき、PFI方式で行う事業と一般の方式で行う事業とがあるが、この相違点は何か。